特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
14	倉吉市 書	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称 ②事務の概要	子ども・子育て支援に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②入所要件の確認に関する事務 ③支給認定に関する事務 ④利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務 ⑤利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務 ⑤利用者負担額算にに関する各種情報の照会事務					
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル:	&					
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)子ども・子育て支援情報フ						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番9、127 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 155の項 (提供) なし					
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署					
①部署	健康福祉部子育て支援局こども支援課					
②所属長の役職名	こども支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 IEL 0858-22-8111					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子育で支援局こども支援課 TEL 0858-22-8100					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年7月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	17年7月1日 時点			
3. 重大事故						
	引に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で	ド全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や情報	根提供ネットワー	ークシステムを通	にた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	I]接続しない(入手) [C)]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	子ども・子育て支援事業に関する事務では、番号連携サーバを介して情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、入所情報の登録に関して、子ども・子育て支援システムへのデータ入力の際にも、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	I -1-3	子ども・子育て支援システム、中間サーバ、統 合宛名システム	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事前	
平成28年9月23日	I -2	子ども・子育て支援情報ファイル	(1)宛名特定個人情報ファイル (2)子ども・子育て支援情報ファイル	事前	
平成28年9月23日	I -4	実施しない	実施する	事前	
平成28年9月23日	I -5	子ども家庭課長 鵜沼公子	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月26日	I -5-①	福祉保健部子ども家庭課	健康福祉部子ども家庭課	事後	
令和1年6月26日	I -8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市福祉保健部子ども家庭課 Ta. 0858-22-8100	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 TaL 0858-22-8100	事後	
令和1年6月26日	I I −1	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成30年3月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う追加
令和3年3月19日	I -8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 IEL 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 「D. 0858-22-8100	事後	
令和3年9月17日	I -4-2	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	I -1-2	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。特定個人情報ファイルは、次に掲げる事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用する。 ①申請書や届出書に関する確認事務 ②方終設定に関する事務 ③方終設定に関する事務	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従	事前	
		④利用者負担額算定に関する各種情報の照会事務⑤利用者負担額の収納、滞納整理	事務 ⑤利用者負担額の収納、滞納整理 ※①はサービス検索・電子申請機能での受領 を含む。		
令和5年2月3日	I -1-③	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和6年9月2日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一項番8、94	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表項番9、127 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条及び第68条	事後	
令和6年9月2日	I -4-(2)	番号法第19条第8号 (照会) 別表第二 項番116 (提供) なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 155の項 (提供) なし	事後	
令和6年9月2日	II-1, II-2	令和1年6月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	I -5-①	健康福祉部子ども家庭課	健康福祉部子育て支援局こども支援課	事後	
令和7年9月24日	I -5-②	子ども家庭課長	こども支援課長	事後	
令和7年9月24日	I -8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 自吉市健康福祉部子ども家庭課 11、0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市健康福祉部子育で支援局こども支援課 IE 0858-22-8100	事後	
令和7年9月24日	I I−1	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	II -2	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8		十分である 子ども・子育て支援事業に関する事務では、番 号連携サーバを介して情報提供ネットワークシ ステムへの照会及び登録を行う。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情 報により照会を行うことを厳守しており、必ず複 数人での確認を行っている。また、入所情報の 登録に関して、子ども・子育て支援システムへ のデータ入力の際にも、必ず複数人での確認 を行うようにしており、人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和7年9月24日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	Ⅳ-11 判断の根拠		番号連携サーバへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス中権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。こともの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正